

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(氏名の変更等の届出) 第7条 条例第16条(条例第34条, 第49条, <u>第58条の7</u>, 第74条, 第85条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定による届出は, 条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名変更等届出書(様式第2号), 施設の使用の廃止に係る場合にあつては特定施設使用廃止届出書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>(承継の届出) 第8条 条例第17条第3項(条例第34条, 第49条, <u>第58条の7</u>, 第74条, 第85条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定による届出は, 承継届出書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>(排水特定施設の設置等の届出) 第18条 条例第37条第1項, 第38条第1項又は第39条第1項の規定による届出は, <u>排水特定施設(有害物質使用排水特定施設)設置(使用, 変更)届出書(様式第8号)</u>により行うものとする。 2 (略) 3 (略)</p> <p>(有害物質等) 第27条 (改正なし)</p> <p><u>(有害物質使用排水特定施設の設置等の届出)</u> <u>第27条の2 条例第58条の2第1項, 第58条の3第1項又は第58条の4第1項の規定による届出は, 排水特定施設(有害物質使用排水特定施設)設置(使用, 変更)届出書(様式第8号)により行うものとする。</u></p>	<p>(氏名の変更等の届出) 第7条 条例第16条(条例第34条, 第49条_____, 第74条, 第85条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定による届出は, 条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名変更等届出書(様式第2号), 施設の使用の廃止に係る場合にあつては特定施設使用廃止届出書(様式第3号)により行うものとする。</p> <p>(承継の届出) 第8条 条例第17条第3項(条例第34条, 第49条_____, 第74条, 第85条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定による届出は, 承継届出書(様式第4号)により行うものとする。</p> <p>(排水特定施設の設置等の届出) 第18条 条例第37条第1項, 第38条第1項又は第39条第1項の規定による届出は, <u>排水特定施設_____設置(使用, 変更)届出書(様式第8号)</u>により行うものとする。 2 (略) 3 (略)</p> <p>(有害物質等) 第27条 条例第58条第1項の規則で定める有害物質は, 土壤汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)第1条各号に掲げる物質とする。 2 条例第58条第1項の規則で定める施設は, 水質汚濁防止法施行令第1条に規定する施設及び別表第6に掲げる施設並びにそれらの施設に付属する有害物質を保管する施設及び配管(鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山に係るものを除く。)とする。</p>

2 条例第58条の2第1項第6号の規則で定める事項は、その施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統とする。

3 条例第58条の2第2項(条例第58条の3第2項及び第58条の4第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 有害物質使用排水特定施設の配置図
- (2) 汚水等の処理施設の設置場所を記載した書類
- (3) 汚水等の発生及び処理に係る操業の系統の概要図
- (4) 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類

(有害物質使用排水特定施設の構造基準等)

第28条 条例第59条の規則で定める基準は、次条から第28条の5までに定めるとおりとする。

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

第28条の2 有害物質使用排水特定施設の本体(以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲の構造等は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されて

(有害物質使用施設の構造)

第28条 条例第59条の規則で定める有害物質使用施設の構造は、次に掲げる構造とする。

- (1) 有害物質使用施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。
- (2) 有害物質使用施設から薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤、受槽等を設置することとし、かつ、その容量を十分に確保すること。
- (3) 有害物質使用施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、漏えい等の有無について確認することができる措置を講ずること。

いること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(配管等の構造等)

第28条の3 有害物質使用排水特定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）の構造等は、有害物質を含む水の漏えい及び地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、並びに漏えい等があった場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 配管等を地上に設置する場合は、次のア又はイのいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

イ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

(2) 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

ア 次のいずれにも適合すること。

(ア) トレンチの中に設置されていること。

(イ) (ア)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

イ 次のいずれにも適合すること。

(ア) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(イ) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(ウ) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ウ ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(排水溝等の構造等)

第28条の4 有害物質使用排水特定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)の構造等は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

イ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

(2) 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(使用の方法)

第28条の5 有害物質使用排水特定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

(1) 次のいずれにも適合すること。

ア 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

イ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ウ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境の保全上支障のないよう適切に処理すること。

(2) 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること。

(有害物質の使用量等の把握等)

第29条 (改正なし)

(有害物質の使用量等の把握等)

第29条 条例第60条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 有害物質使用施設の種類
- (2) 有害物質使用施設の設置場所
- (3) 有害物質使用施設の使用期間
- (4) 取り扱う有害物質の種類
- (5) 保管する有害物質の量

2 条例第60条の規定による有害物質の使用量等の結果の記録は、有害物質使

(点検事項及び回数)

第30条 条例第61条 の規定による有害物質使用排水特定施設の構造又は設備に関する点検は、別表第8の2の左欄に掲げる有害物質使用排水特定施設の構造又は設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の右欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第28条の2第2号、第28条の3第2号ウ又は第28条の4第2号の規定に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

2 条例第61条の規定による使用の方法に関する点検は、第28条の5第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無並びにこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出及び地下への浸透の有無について、1年に1回以上点検を行うものとする。

(点検結果の記録及び保存)

第30条の2 条例第61条の規定による点検結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 点検を行った有害物質使用排水特定施設
- (2) 点検年月日
- (3) 点検の方法及び結果
- (4) 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- (5) 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果は、点検の時に記録し、その記録は、点検の日から3年間保存しなければならない。

3 条例第61条の規定による点検によらず、有害物質使用排水特定施設に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が確認された場合には、有害物質使用排水特定施設を設置している者は、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。

- (1) 異常等が確認された有害物質使用排水特定施設
- (2) 異常等を確認した年月日
- (3) 異常等の内容
- (4) 異常等を確認した者の氏名
- (5) 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(漏えい時の測定方法)

用量等記録表(様式第10号)により行うものとする。

(自主点検等)

第30条 条例第61条第1項の規定による自主点検の結果は、自主点検結果記録表(様式第11号)により記録し、その記録を10年間保存するものとする。

2 条例第61条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 土壌にあつては、土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第18号)及び土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)に定める方法
- (2) 地下水にあつては、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件(平成15年環境省告示第17号)に定める方法

第30条の3 条例第61条の2の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 土壤にあつては、土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第18号)及び土壤含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年環境省告示第19号)に定める方法

(2) 地下水にあつては、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件(平成15年環境省告示第17号)に定める方法

(汚染時の措置等の報告)

第31条 条例第62条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土壤にあつては、土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第2又は別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれこれらの表の下欄に掲げる要件に該当すること。

(2) 地下水にあつては、土壤汚染対策法施行規則別表第1の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当すること。

2 条例第62条第1項の規定による報告は、測定結果及び措置概要報告書(様式第11号)により行うものとする。

(揚水特定施設の設置等の届出)

第33条 条例第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の規定による届出は、揚水特定施設設置(使用、変更)届出書(様式第12号)により行うものとする。

2 (略)

(騒音特定施設等の設置等の届出)

第36条 条例第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出は、騒音特定施設等設置(使用、変更)届出書(様式第13号)により行うものとする。

2 (略)

3 (略)

(特定建設作業の実施の届出)

第40条 条例第89条第1項又は第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(様式第14号)により行うものとする。

2 (略)

3 (略)

(悪臭特定施設の設置等の届出)

(汚染時の措置等の報告)

第31条 条例第62条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土壤にあつては、土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第2又は同法別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当すること。

(2) 地下水にあつては、土壤汚染対策法施行規則別表第1の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当すること。

2 条例第62条の規定による報告は、測定結果及び措置概要報告書(様式第12号)により行うものとする。

(揚水特定施設の設置等の届出)

第33条 条例第67条第1項、第68条第1項又は第69条第1項の規定による届出は、揚水特定施設設置(使用、変更)届出書(様式第13号)により行うものとする。

2 (略)

(騒音特定施設等の設置等の届出)

第36条 条例第78条第1項、第79条第1項又は第80条第1項の規定による届出は、騒音特定施設等設置(使用、変更)届出書(様式第14号)により行うものとする。

2 (略)

3 (略)

(特定建設作業の実施の届出)

第40条 条例第89条第1項又は第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(様式第15号)により行うものとする。

2 (略)

3 (略)

(悪臭特定施設の設置等の届出)

別表第8の2 有害物質使用排水特定施設の構造又は設備に関する点検の事項及び回数（第30条関係）

有害物質使用排水特定施設の構造又は設備	点検を行う事項	点検の回数
1 施設本体が設置される床面及び周囲（第28条の2ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ，被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
2 施設本体が設置される床面及び周囲（第28条の2ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
3 施設本体	施設本体のひび割れ，亀裂，損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
4 配管等（地上に設置されて	配管等の亀裂，損傷その他の異	1年に1回以上

いる場合に限る。)	常の有無	
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
5 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
6 配管等（地下に設置されている場合であって、トレンチの中に設置されていないときに限る。)	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれらと同等以上の方法により行う確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行

		<p>う場合にあつては、3月)に1回以上行う場合にあつては、3年)に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</p>
7 排水溝等	<p>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</p>	<p>1年(排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、3月)に1回以上行う場合にあつては、3年)に1回以上</p>